

第18回 浜田市農業委員会総会 議事録
(本庁・支所テレビ会議システム開催)

日時：令和4年7月26日(火) 午前9時30分
場所：浜田市役所 4階 講堂ABC
金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所

1 出席委員

【農業委員】(13名)

1番 原田 義一 2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 6番 野上 省三 8番 青葉 真
10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 13番 大崎 健太 14番 中田 善喜 15番 林 秀司
16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(16名)

2番 徳田マスエ 3番 永見 繁廣 4番 小谷 保雄 5番 小川 明人 6番 領家 悟
8番 岡本 正文 9番 藤若 裕香 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄 13番 渡邊 弘登
14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭 16番 田村 邦麿 17番 岡田 勝 18番 大谷 数義
19番 長野 昭三

2 欠席委員

【農業委員】(6名)

4番 柿元 信次 5番 川本 聖光 7番 岡本 健治 9番 河崎 健 12番 高橋 伸幸
19番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】(2名)

1番 前田 正典 10番 橋本 安延

3 提出議案

○報告事項

認定電気通信事業者等が行う農地転用届について
別段面積の指定について
農地法第5条の規定による許可の取り消しについて

○議案

議第1号 農用地利用集積計画について
議第2号 農地法第3条の規定により許可申請について
議第3号 農地法第4条の規定により許可申請について
議第4号 農地法第5条の規定により許可申請について
議第5号 転用統制外証明願について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
農林振興課農業振興係 : 松本事務員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員
島根県農業会議業務課 : 永原係長

<p>議 長</p>	<p>おはようございます。 ただいまから第 18 回の浜田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席は、農業委員は、 4 番 柿元委員、5 番 川本委員、7 番 岡本委員、9 番 河崎委員 12 番 高橋委員、19 番 松山委員 最適化推進委員は、 1 番 前田委員、10 番 橋本委員 からそれぞれ欠席の連絡をいただいております。 本日の議事録署名者でございますが、 2 番 三浦委員、18 番 奥迫委員です。 よろしく願いをいたします。</p> <p>コロナの関係によりまして、この度こういうスタイルで総会を開催させていただきます。よろしく願いいたします。 なお、我々農業委員なり推進委員の最大の役目でございます農地の最適化につきまして、農業会議の永原さんに来ていただき説明をしていただきますのでよろしく願いを申し上げます。 それでは、議事に入らせていただきます。 報告事項を事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初に、報告事項の認定電気通信事業者が行う農地転用届についてご報告いたします。 この届出は、楽天モバイル株式会社による携帯電話無線基地局の設置で、宇野町と三隅町三隅に設置されます。工期は令和 4 年 8 月末までの予定とされています。</p> <p>続きまして、農地法 3 条第 2 項第 5 号に規定する、別段面積の指定についてご報告いたします。申請件数は 1 件です。 土地の所在は、国分町の畑、113 ㎡です。 この申請は、提出された時期の関係で、担当委員と現地確認ができませんでしたが、申請者から、できるだけ早く手続きをして欲しいと言うことで、空き家バンクの担当課と書類確認後、事務局で現地確認し、別段面積を指定する要件に該当すると判断させていただきました。 来月になると思いますが、農地法 3 条申請を提出されるということを伺っております。</p> <p>続きまして、農地法第 5 条の規定による許可の取消について報告いたします。 取消件数は 4 件で、この取消は平成 28 年 4 月から 10 月に許可した太陽光発電施設用地の取消です。 場所は、長浜町と内田町で、太陽光発電施設の設置を行う必要がなくなったため、所有権又は地上権設定契約を解除し、抹消することを当事者間で合意されました。 今後は果樹や花を植え、草刈等により農地を管理されるという内容です。 以上です。ご確認お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で報告が終わりました。 このことについて、皆さん方ご意見等ございましたらお願いをいたします。</p>

19 番 長野委員	農地法第 5 条の規定による許可の取消し、太陽光発電施設の転用の関係で、取消の理由を差し支えなければ教えていただきたいと思います。
議 長	事務局、お願いいたします。
事務局	太陽光事業者から太陽光発電の電力が十分賄えるということで、土地所有者と協議され、該当の土地の取消しがあったものです。
議 長	よろしいですか。
19 番 長野委員	太陽光発電についてはいろいろ議論されているところですけども、今後このように、取消しと言うことが出てくる可能性が皆無ではないと言うふうに理解をすべきでしょうか。
議 長	事務局、お願いいたします。
事務局	これは、事業者と所有者の当事者間のこともありますので、今後どのようになるかというは、わかりません。
議 長	19 番 長野委員、よろしゅうございますか。
19 番 長野委員	はい
議 長	その他ございませんでしょうか。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、報告事項は終わります。
議 長	続きまして、議第 1 号農用地利用集積計画の策定について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、議決を求められております。</p> <p>農業者の皆様から申し出のありました、利用権設定は18件、38筆、73,479㎡となっており、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告期間は、令和 4 年 7 月 29 日から令和 4 年 8 月 11 日までの 14 日間、開始日を令和 4 年 8 月 1 日以降としております。</p>

	ご審議をよろしく願います。
議 長	<p>ただいま事務局の方から説明がございました。 何かご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。 事前に資料等をお送りされておりますので、見られていると思いますが、ございましたらお願いをいたします。</p>
2 番 三浦委員	<p>12 番ですが、弥栄町木都賀〇〇ほか 2 筆の案件がありますが、圃場整備の対象とした契約だろうと推測します。 この対象となる水田ですけれども、これはかつてセンチピートの畦畔管理による行政の補助金を使った事業を取り入れておられます。 聞くところによると、そう言った補助金を一度使ったところに、2 回目の補助の対象にはならないと聞いておりますが、そういった制約をどのように考えて契約をされたのでしょうか。</p>
議 長	事務局、願います。
事務局	確認して回答させていただきます。よろしいでしょうか。
2 番 三浦委員	はい。わかりました。
議 長	<p>それでは委員の方にお諮りいたしますが、今回出された集積計画の案につきましては、ただいまの「12 番の件以外」については承認していただくということで、「12 番については継続して確認」させていただいて、あとで回答させていただくという取り扱いにいたします。 農用地利用集積計画について、「12 番の件以外」原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～ 全委員 挙手 ～
議 長	全員挙手のように見受けられましたので、そのような取り扱いにさせていただきます。
議 長	続きまして議第 2 号、農地法第 3 条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。 農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについてご審議いただきます。 4 号について説明します。</p>

<p>議 長</p> <p>14 番 中田委員</p>	<p>本件は無償贈与に係る許可申請です。土地の所在は、下府町の田、1 筆、1053 m²です。</p> <p>所有権移転後は、水稻、一般野菜、生花などを栽培される予定です。</p> <p>以上、ご審議お願いいたします。</p> <p>続きまして担当員さんの方から、補足説明等ございましたらお願いをいたします。14 番中田委員、お願いいたします。</p>
<p>14 番 中田委員</p>	<p>先般、市の担当者と現地確認に行っておりました。</p> <p>これは、〇〇さんという方が借りられて長年作っておられましたが、長年借りているので返そうと言う事になったんですが、他にも貸しておられた方がいましたが少し離れているため、長年耕作してもらっている〇〇さんに譲渡し、引き続き耕作して欲しいと言うことになりました。</p> <p>水田が〇〇さんの自宅がすぐ側にあるためこのような話になりました。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第 3 条申請についての説明が終わりました。</p> <p>何かご意見なりご質問ございましたらお願いをいたします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>質疑なし</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第 3 条の規定によります許可申請は 1 件ございましたが、ご承認いただきます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～ 委員多数 挙手 ～</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。賛成多数でございますので、許可をいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして議題 3 号、農地法第 4 条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいと言うものです。</p> <p>8 号について説明いたします。</p> <p>転用目的は駐車場で、申請地周辺の道路整備事業等の造成工事に伴い、土砂を埋め立て駐車場として利用していましたが、農地法の許可を受けず埋め立てたため、この度許可申請し、許可を受けたいと言うことで顛末書も添付されています。</p> <p>土地の所在は、国分町の田、2 筆、204 m²です。</p>

	<p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で第二種農地と判断いたしました。周辺の農地へは影響ないと申請されています。</p> <p>9号について説明いたします。 転用目的は駐車場で、祖父が農地の転用許可を受けずに貸し駐車場として整備し、現在も使用しているが、転用許可を受け、駐車場として正式に利用させていただきたいということで、顛末書等が添付されています。 土地の所在は、殿町の田、1筆、176㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第二種住居地域で第三種農地と判断いたしました。 対策としてバラスで表土の流出を防ぎ、万一の場合は責任を持ってこれに対処すると申請されています。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして担当委員さんから、補足説明ございましたらお願いいたします。8号につきましては、14番中田委員もしくは河野委員お願いいたします。</p>
14番 中田委員	<p>先般、市の担当者と確認に参りました。 現在はもうバラスがひいて駐車場になっております。 付近にも特に問題はないと思いますので、よろしく願いします。</p>
議 長	<p>9号につきましては、19番 長野委員お願いいたします。</p>
19番 長野委員	<p>先般、事務局と現地確認をいたしました。 資料の様に、もうすでに駐車場に使えるべく砂利等も敷いてございまして、顛末書の内容でございました。 特に問題はないと判断をいたしましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>第4条申請につきまして、ただいま説明がございました。 何かご意見なり、ご質問ございましたらお願いをいたします。</p>
2番 三浦委員	<p>4条8号です。顛末書が出ております。 「平成年月日不詳に許可申請をすることをせずに」という文言がありますけれども、「平成年月日」という文が私には理解できません。 実施年月日不詳ならわかります。 なおかつ、写真を見ますと道路に、「横断歩道が近いですよ」とか「止まれ」という表示がありますが、おそらく私道ではなくて市道のような気がします。 こういう工事をされる関連で敷地がこうなったのかなと思われまますので、こう言った道路関連の事業を調べられたら分かるんじゃないかなと思います。 9号も同じように、「平成年月日不詳」という表現がございまして。 私にはこの文言が理解出来ません。</p>
議 長	<p>事務局の方で答弁をお願いいたします。</p>

事務局	<p>申請者は、工事時期がわからないと申請されています。 また農業委員会も申請提出日から期間が短かったため調査が出来なかったと こともあります。 始末書については、できるだけ調査するようにしたいと思います。</p>
議 長	<p>今の答弁でよろしゅうございますでしょうか。</p>
2 番 三浦委員	<p>私は調査と言うよりかは、「平成年月日不詳」という表現が、私には理解でき ないという事です。 昭和だったかも知れませんが、年号を入れるって言う事が私には理解しがた いと思っただけです。 再度言います。私の理想は、平成と言う年号を入れるよりかは「実施年月日」 とされた方がいいのではないかという提案です。</p>
事務局	<p>この記載につきましては、以前からこのように「平成年月日不詳」とかと記 載されて申請されています。 「実施年月日不詳」という表記は今までありませんが、他市町村や県にも確 認しながら、この表現方法を検討して参りたいと思います。</p>
13 番 大崎委員	<p>日付が「平成年月日不詳」と記載してありますが、「貸し駐車場に整備し」と 記載してあれば時期がわかるのではないですか。 駐車場利用者はお金を払っているのですから、駐車場料金が発生した時期が 平成年月日だから5年間とか、駐車場料金もらったら申告の時に書類などを保 管する必要があるのだから、ある程度はわかるのではないですか。 日付は記載した方が良く思うのですが。</p>
議 長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>申請者さん、行政書士さんと連絡を取り合っていますが、分からないのが実 態で、顛末書のような記載に成らざるを得ませんでした。</p>
議 長	<p>いずれにいたしましても、今後は、所有者の方によく確認をして、問いただ して出来るだけ年月日を入れるような努力を事務局の方にもしてもらおうよう をお願いをしていただけてみたらと思います。 それぞれ質問された方につきましては、その辺でご理解をいただけたらと思 いますが、いかがでございましょうか。</p>
2 番 三浦委員	<p>再度申し上げますが、平成という年号を入れられたばかりに、こう言うこと になりましたんで、もっとアバウトな表現で「実施年月日不詳」という風な表 現に、今後は変えられた方がよろしいんじゃないでしょうかと言うことです。</p>
事務局	<p>申請者等と相談の上、「実施年月日」等々の表記方法を検討して参りたいと思</p>

	<p>います。</p> <p>「年月日不詳」と言うのがありますが、昭和の時代はあったけど平成に入って分からなくなったと言うのもあると思います。</p> <p>ですから例えば、「昭和の年号の時はずっと現状でなくて、田畑で作っておいりましたよ。」と言い、それが平成に入って、平成も年数長いですから5年だったか10年だったかわからないときには、平成と言う文言が入っても良いのではないか」と思います。</p> <p>それが分かっている場合に不詳っていうのは、どうかとは思いますがでも。</p>
3 番 永見委員	
議 長	事務局、いかがですか。
事務局	時期がわかっているものも記入しないということがないように、申請者に指導していきたいと思います。
議 長	いずれにいたしましても、この辺は、もう少しはっきりしてもらおうと言うことを前提に、事務局なりあるいは行政書士さん等をお願いをすることとかができでしょうか。
委 員	「はい」の声
議 長	事務局、そのように処理をお願いします。 それでは、採決に入らせていただきます。 4条申請について、ご承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	はい。挙手多数（過半数）でございますので、許可相当といたします。
議 長	続きまして議第4号、農地法第5条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>「10号」は所有権移転の許可申請で、転用目的は、個人住宅及び車庫で県道改良事業に伴う立ち退き移転により、新たに土地を取得して居宅を建築したいという申請で、現況が農地以外になっており転用手続きがされてなかったため、顛末書が添付されています。</p> <p>土地の所在は、旭町都川の田、1筆、542㎡です。</p> <p>申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で第二種農地と判断いたしました。</p> <p>工事期間は、令和5年7月末まで、利用期間は永久です。</p>

	<p>雨水生活排水は、市道側溝へ放流するので周辺への影響はなく、万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任を持って対処するという申請です。</p> <p>「11号」は、一時転用使用貸借の申請です。 一時転用の目的は、資材置き場で、三隅川発電所発電設備更新、水圧鉄管・同水路工事の施工に伴う工事用設備設置場所として利用するものです。 土地の所在は、三隅町黒沢の田、2筆、1490㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の第二種農地と判断いたしました。 一時転用の期間は、許可日から令和5年3月31日までです。 対策として、河川への土砂流出に十分気をつけて施工を実施する。 周辺の土地、作物、家畜へ被害が恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合って責任を持って対処するという申請です。</p> <p>「12号」は所有権移転の許可申請です。 転用目的は、宅地造成で土地を取得後、娘夫婦に使用貸借し、娘夫婦が個人住宅を建築する申請ですが、譲渡人が転用手続きをせず一部を駐車場として使用していたため、顛末書が添付されています。 土地の所在は、三階町の畑、1筆、180㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で第二種農地と判断いたしました。 工事期間は令和4年12月末まで、利用期間は永久です。 対策として、埋め立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないよう、コンクリートブロック止めなどの被害防除対策を行うということです。 生活排水は合併浄化槽、また雨水は市道側溝へ排水するので周辺に影響がないということで、もしもの場合は責任を持って対応するという申請です。</p> <p>「13号」は所有権移転の許可申請です。 転用目的は宅地造成で、当該農地周辺は宅地化が進み居住地域としての需要が見込める地域であるので、分譲住宅用の土地として整備したいという申請で、譲渡人の父が、バラスを敷設していたため顛末書が添付されています。 土地の所在は、周布町の田、1筆、155㎡です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の区域内準工業地域で第三種農地と判断いたしました。 工事期間は、令和4年12月末まで、利用期間は永久です。 宅地内の雨水は、地下浸透により被害が周囲に及ぶ恐れはないと思われませんが、被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処するという申請です。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>担当員さんから補足説明ございましたらお願いをいたします。 10号につきましては、8番青葉委員もしくは岡本委員お願いいたします。</p>
8番 青葉委員	<p>先日、事務局さんと岡本推進委員さんとで現地視察を行いました。 先ほど事務局さんの説明どおりだと思います。 特に問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>11号につきましては、6番 野上委員もしくは領家委員お願いいたします。</p>

6 番 野上委員	先ほど事務局が説明された通り、工事用の借地ですので、よろしくお願いします。
議 長	はい。12号につきましては、19番 長野委員お願いいたします。
19 長野委員	先ほど事務局から説明がございましたが、その内容でございますのでよろしくお願いします。
議 長	続きまして13号でございますが、私たちの担当でございます。
1 番 原田委員	写真を見ていただきますと分かりますが、ほとんど住宅になっております。この赤い点線の左側に、都市下水路が斜めに走っておりますが、これは市が施工しております都市下水路でございますので、排水路等につきましてはこの排水路より流しますので問題ございません。よろしくお願いをいたします。
議 長	以上、5条の許可申請につきましては説明が終わりました。何かご意見なりご質問ございましたらお願いをいたします。
2 番 三浦委員	10号について、公共事業の廃土処理のところを個人で土砂の流出を防ぐために採石を敷き詰めたという表現になっております。公共事業の廃土処理と言うのは、私の記憶では農地として返しましよとか、そういった契約ではないのかなという風に思いますが、このときの廃土処理の契約はどうなっていたのでしょうか。
議 長	担当委員さん、処理経過等がわかればお願いします。
8 番 青葉委員	廃土処理の経過等については、分かりません。
議 長	質問されたのは、廃土処理については農地に戻すというのが農地に戻っておらないと言うようなことですね。
2 番 三浦委員	そのとおりです。
議 長	本来、こういう場合には農地に戻すというのが前提で今まで許可をしていると思います。しかし、実際には、公共廃土後に農地に戻さず、個人住宅及び車庫で申請されたということです。

事務局	<p>今は、県にもお願いして、農地に戻してくださいと指導しているのですが、過去の処理について整理をすることは困難かと思えます。</p>
14 番 中田委員	<p>県事業とか圃場整備についても、所有者さんが言われればそのままとなる。現在、上府も圃場整備していますが、条件の悪いところは、まだ今年度も直しますと言われますが、所有者さんが「この場所はこのままにしてください」と言えばそのまま置きます。</p> <p>それは所有者の意向や責任でされていると思いますので、個人に聞いていただかないとわからないと思います。</p> <p>例えば、公共工事とかで「川の泥をここへ上げてください」と言えば上げていただけるし、「取ってください」と言ったら取ってもらっています。</p> <p>畑にするために平らにしていますが、そこに「真砂土で 10 cm ほど入れてください」と言えば入れてもらえます。</p> <p>そう言わなかったら、「いいです」と言えばそのまま平らにしておいてくれるのが公共工事のような感じがします。</p> <p>ですから所有者本人の責任だと思います。</p>
議 長	<p>この度のケースですが、どう扱いをすればいいのか。</p>
事務局	<p>今回のケースにつきましては過去のことでありますが、結果的には転用の届出をされて現況にあわせて農地以外のものになるのですから、転用を認めていただければと考えております。</p>
議 長	<p>この顛末書に確かに公共事業と記載してあるからなんですが、これがなかったら普通は分からないですね。</p> <p>先ほどの事務局の説明答弁でよろしゅうございますでしょうか。</p>
2 番 三浦委員	<p>先ほど所有者さんと、工事施工者との話し合いと言われたんですけども、やっぱり、それは文章として残しておかないいけないと思います。</p> <p>基本は、農地は農地として復活するんですから、行政としては文章として残された方がよろしいと思います。</p>
議 長	<p>事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>この件については、過去、農地に戻ってない場合が多いです。</p> <p>現在は届出があった時に関係機関へ指導しておりますし、転用されるのなら恒久転用や非農地を指導しております。</p> <p>過去、この届出については総会で何回も出ておりますけれども、整理が難しく、できる範囲で指導をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>はい。今の事務局の答弁でよろしゅうございますでしょうか。</p>

<p>2 番 三浦委員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>はい。わかりました。</p> <p>大変難しい問題ですが、確におっしゃる通りで、本来なら農地で戻さないといけないものがしてなかったと言うことで、顛末書にあるように公共事業と記載してあるから問題が出た訳でございます。その他質問ありませんか。</p> <p>質疑なし</p> <p>ないようですので、第5条申請について、ご承認いただきます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>～ 全委員 挙手 ～</p> <p>ありがとうございました。 全員挙手でございますので、許可を相当といたします。</p> <p>続きまして議第5号、転用統制外証明願について事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>転用統制外非農地証明、非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。 地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>「3号」について説明します。 土地の所在は、下府町の畑、1筆、178㎡です。 証明願の内容は、年月日不詳より耕作放棄、現況原野化という申請です。</p> <p>「4号」について説明いたします。 土地の所在は、三隅町黒沢の田、1筆、1,229㎡です。 証明願の内容は、年月日不詳より耕作放棄、現況山林という申請です。</p> <p>「5号」について説明いたします。 土地の所在は、「三隅町井野の田畑、5筆」と「三隅町黒沢の畑、3筆」で、合計8筆、5,987㎡です。 証明願の内容は、年月日不詳より耕作放棄、現況原野化という申請です。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>担当委員さんの方から補足説明ございましたらお願いをいたします。 3号につきまして、14番中田委員もしくは河野委員をお願いいたします。</p>
---	--

14 番 中田委員	先般、担当者の方と確認に参りましたが、写真で見ていただいたように、住宅の周りにはもう山になっております。森林でございますのでよろしくお願い致します。
議 長	4号と5号につきまして、6番野上委員もしくは領家委員お願いいたします。
6 番 野上委員	今説明がありましたように山の中です。よろしくお願い致します。
議 長	転用統制外証明願については、すべて説明が終わりました。 ご意見ご質問ございましたらお願いをいたします。 ございませんでしょうか。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 この度の転用統制外証明願について、ご承認いただきます農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 全委員 ～
議 長	ありがとうございました。挙手、全委員ですので許可といたします。
事務局	先ほど三浦委員よりご指摘がございました、農地利用集積計画 12 番の弥栄町木都賀〇〇ほかの土地につきまして、前回補助を受けて農地の整備を行われていたのではないかと仰ることです。 農業振興公社の方に確認しましたところ、確かにこちらは再度の圃場整備にあたるのとことではありますが、前回の農地の整備より時間が経っておりまして、もうすでに耐用年数を経過しております。 それで、今回全く異なる事業で行われる整備と仰ることですので、県及び公社とも今回の整備に関しての問題はないと説明を受けました。
議 長	そう言うことですので、よろしゅうございますでしょうか。
2 番 三浦委員	私が問いたかったのは、もちろん圃場整備を過去されたのは知っていますけども、「センチピートと言う芝の種を吹き付ける畦畔管理と言うのを補助事業でされた地域ですよ。」と仰ることです。 だから、「補助の内容が圃場整備以外の補助金を使っていますよ。」と仰ることですので、先ほどの回答は、圃場整備の二重じゃないかと言うのを調べられたら、耐用年数を経過しているのでOKだと言う回答でしたけども、内容が全く違います。

議 長	事務局でしょうか。質問者との内容と回答が違うということですがどうですか。今の質問、理解されましたでしょうか。
事務局	ご指摘の内容について、私の方で理解が出来ておりませんでした。扱いがどうなるのかということについて、再度、公社等の方に聞いてみたいと思いますので、しばらくお時間をいただければと思います。
議 長	そう言うことですので、もう少し時間いただきたいと言うことですが、よろしゅうございますでしょうか。
委 員	「はい。」の声
議 長	では、そのようにさせていただきます。 その他何かございませんか。 それでは農業振興公社植本さん、報告事項等ございましたらお願いします。
農業振興公社 植本相談員	(説明)
議 長	ありがとうございました。 何か事務局からございますでしょうか。
事務局	今回の議題の1号、農用地利用集積計画に関してですが、三浦委員さんからご指摘のありました件について、公社ですとか弥栄支所ですとかに連絡を取って、確認いたしましたところ、今回の圃場整備にあたっては特に問題ないと言うふうに聞いております。 今回の農用地利用集積計画に関しては、特に支障が出るものではないと言うふうに思っております。以上です。 今説明しましたのが、第1号議案、農地利用集積計画案12番の弥栄町木都賀の〇〇さんとしまね農業振興公社の利用権設定です。
議 長	それでは委員の方にお諮りいたします。 集積計画の案の12番について、承認の方は挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 過半数 ～
議 長	挙手過半数のように見受けられましたので、そのような取り扱いにさせていただきます。
議 長	全体を通じまして何かご意見なりご質問ございましたらお願いします。

委員	質疑なし
議長	ないようですので、以上をもちまして、第18回の農業委員会総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午前10時36分 終了